

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-25(174)	保全地域の買取制度に関する情報開示について	保全地域の買取制度について毎年多額の都費が使われているが、保全地域のこれまでの取得価額について都民に情報開示していないことから、環境局が行っている保全地域制度の成果を都民に十分発信できていない。 環境局は、保全地域の取得価額に関する現在情報(ストック)を集計するとともに、保全地域の公有化に要した費用など必要な情報を都民に開示されたい。	保全地域の公有化に係る取得価格については、昭和49年度から平成29年度までの取得価格の集計作業を平成30年度に実施し、公有化面積及びその取得費を平成30年度の局事業概要に記載した。	改善済
意見	1-26(181)	保全地域の保全活動におけるボランティア団体の人材不足について	保全地域の保全活動においては、ボランティア団体の将来の人材不足が懸念されており、現実的な解消施策が存在しないことから、将来において適切に保全活動が行われない保全地域が生じる可能性がある。 環境局は、各保全地域の保全活動が、十分な活動参加者規模をもって将来にわたり適切に実施されるよう、ボランティア団体の人材不足という課題に一層取り組むとともに、各団体が抱える課題を分析し、地域の実情に応じた取組を推進されたい。	平成30年度より、公社委託事業において、「グリーンスキルプログラム」を実施し、これまでの初心者向け講座や機器の安全講習に加え、新たに「SNS講習会」や「モニタリング講習会」を実施した。 平成31年3月に実施した団体交流会で行ったアンケート結果を基に、受講者の要望を踏まえた内容として、平成31年度も新たに「救命講習会」や「機材メンテナンス講習会」などを実施していく予定である。 また、ボランティア団体における人材不足を解消するため、体験プログラムに複数回参加するなど保全活動に継続的に興味を持っている方が、ボランティア団体をサポートできる仕組みを令和2年度中に開始する。	改善中

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-27(184)	「里山へGO!」ホームページアクセス数の改善について	一般都民から保全活動の参加者を直接受け入れるための広報媒体として「里山へGO!」ホームページがあるが、同ホームページの現状のアクセス数は、都民全体に対する広報活動の面からは十分な水準にあるとはいえない。 環境公社は、「里山へGO!」ホームページのアクセス数の改善に向けた対策を講ずるとともに、環境基本計画で掲げている「生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大」を広報活動の面において十分に支援されたい。	平成29年度は、意見を踏まえ、「里山へGO!」において各局の保全活動情報について、各HP上から相互に情報の確認ができるよう改善を図った。 また、「里山へGO!」において、グリーンシップアクション、グリーンキャンパスプログラムなどの事業紹介がなく、コンテンツとして不十分な部分について、各事業の紹介を盛り込み、内容の充実を図った。 さらに、エコプロ2017に「里山へGO!」のブースを試行的に出展するなど、保全活動のPRを順次進めた。 平成30年度は、平成29年度の広告効果を踏まえ、インターネットのリスティング広告や環境イベントへの出展、デジタルサイネージ、交通広告、環境紙面への掲載、SNSを活用した活動情報の配信などを用いて、効果的な広報活動を実施した。 この結果、「里山へGO!」ホームページの年間アクセス数は、平成29年度約39,000件に対し、平成30年度は約45,000件と増加した。 また、「里山へGO!」WEB会員登録者総数は平成30年度末に1715名となり平成30年度に566名増加した。	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-28 (189)	キヨンの防除計画について	<p>都は、キヨンの捕獲を行い、根絶を目指しているが、依然として推定生息数が増加傾向である。環境局は、平成28年度から新たに緊急対策事業を実施し、捕獲数は、大幅に増えているものの、根絶するには更なる捕獲が必要と言える。キヨンの根絶に向け、予算配分の検討を含め、一層計画を充実させ、着実に対策を講じられたい。</p>	<p>推定生息数は、平成29年末時点で増加に歯止めがかかって横ばいとなり、平成30年末時点で横ばいからやや減少傾向に転じた可能性がある。平成29年度は3541頭、平成30年度は4110頭と、着実に根絶に向け捕獲している。</p> <p>平成30年度までに調査した私有地の土地利用承諾状況のうち、約4割が未回答及び宛先不明等であり、新規捕獲実施区の設定が困難な状況が判明した。この状況を改善し、長期的な見直しを立てられなければ、計画の改定は困難であると判断した。そのため平成30年度は、根絶に向け全島においてキヨンの捕獲を展開するために私有地における捕獲を行えるよう、外来生物法第18条第4項において準用する第13条を全国で初めて適用し捕獲を行った。</p> <p>専門家による打ち合わせ及びヒアリングを実施（平成30年度：7回 令和元年度12月末時点：6回）し、計画改定に向けた議論等を進めている。現在に至るまでの防除対策を整理したうえで、より効果的で効率的な捕獲が行えるよう、捕獲方法の改良について検討を行っている。検討状況は各事業者とも共有し、防除事業に随時反映している。毎月の防除事業実施者会議において、各事業者から捕獲情報等を収集するとともに意見交換を行い、捕獲効果を検証し、改良を重ねている。</p> <p>推定生息数が減少傾向に転じるなど状況が変化している中で、一層充実した内容となるよう検討を重ねており、キヨンの根絶に向けたスケジュール管理ができるよう中長期を視野に入れ、次期防除実施計画への改定を進めていく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-29 (210)	食品ロス問題への取組について	<p>2020年度までに「食品ロス削減・東京方式」を確立することとしているが、当面の人口増による更なる食品ロスの増加、廃棄物の埋立処分場の延命化に鑑みると、食品ロス、ひいては食品廃棄物の削減への取組はさらに推進していく必要がある。都においては、他の自治体の見本となるよう、より積極的な取組の採用を検討されたい。</p>	<p>1 措置の内容 「食品ロス削減パートナーシップ会議」において、新たに外食部会を設置するなど、食品ロスの具体的な削減策についての議論を重ねるとともに、食品を無駄にしないライフスタイルへの転換を呼びかけるキャンペーンを実施した。 また、令和元年5月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、政府が策定する基本方針を踏まえた食品ロス削減推進計画の策定に向け、引き続き検討を進めていく。</p> <p>2 具体的実施状況 (1)食品ロス削減パートナーシップ会議の開催 新たに外食部会と小売部会を立ち上げ、外食産業等からの食品ロスの削減策について議論した。 ・第4回パートナーシップ会議開催（平成30年7月30日） ・第1回外食部会（平成30年10月12日） ・第1回小売部会（平成30年11月16日） ・第2回外食部会（平成30年12月10日） ・第5回パートナーシップ会議開催（平成31年3月4日） ・第6回パートナーシップ会議開催（令和元年5月31日） ・第7回パートナーシップ会議開催（令和元年10月11日） (2)キャンペーンの実施 スーパーや飲食店等と連携したキャンペーンを開催するとともに、各種イベントの機会をとらえ、都民向けの啓発を実施した。 ・食品ロスもったいないフェスタ開催（平成30年3月21日） ・食品ロス削減キャンペーン開催（平成30年10月1日-平成30年10月31日、令和元年10月26日-令和元年11月24日） ・丸の内キッズジャンボリーへの出展（平成30年8月14日-平成30年8月16日、令和元年8月13日-令和元年8月15日） ・東京味わいフェスタへの出展（平成30年10月5日-平成30年10月7日） ・エコプロへの出展（平成30年12月6日-平成30年12月8日） (3)防災備蓄食品の有効活用 都や区市町村が所有している防災備蓄食品について、在庫状況を把握し、必要な団体とマッチングする仕組みの構築を目指す新たな調査を令和2年2月に実施する。</p>	改善中

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-30(216)	最終処分場の延命化について	<p>新海面処分場の残余年数は、東京二十三区清掃一部事務組合の最終処分量の計画達成度合い等に影響を受けるため、計画量の削減が今後も達成できていない状況が続いた場合に、特別区が将来的に取らざるを得ない状況や現在の議論の進捗状況、将来起こり得る経済的負担にかかる情報など区民にとって有用な情報を広く積極的に提供することが必要である。</p> <p>都は最終処分場の管理者の立場から、処分場の延命化を図るとともに、特別区が最終処分量削減の議論を加速させる契機となるよう、現行の料金制度の見直しや最終処分場の受入制限を設けるなど、一定のインセンティブについて検討されたい。</p>	<p>平成30年5月に開催した特別区清掃リサイクル主管課長会において、包括外部監査の意見について説明するとともに、今後の対応として、最終処分量削減に向けた都としての新たな取組の検討のほか、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合(以下、清掃一組という。)における最終処分量の削減に向けた更なる取組の推進について要請した。</p> <p>また、都も委員として参加している清掃一組における一般廃棄物処理基本計画改定委員会(平成30年度計3回開催)において、ごみ減量と焼却灰の資源化など、最終処分量の削減に向けた取組等について検討を行うとともに、都においても、最終処分量削減に繋がるインセンティブの検討を行った。</p> <p>一方、これまで都と特別区及び清掃一組は、今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会において、最終処分量の更なる削減に関して検討を重ねてきており、廃棄物等の埋立ては令和元年度末で終了、腐プラ類を含む不燃ごみの可燃系残さは、令和元年度から清掃工場へ逆送し焼却する実証実験を行っており、令和2年度から本格実施を行い、埋立てを終了することとしている。</p> <p>また、清掃一組においては、ごみ焼却主灰をセメント原料として、平成27年度の実績約6,000tが、平成30年度は約33,000t、令和元年度は40,000tに資源化量を拡大するとともに、令和元年度は新たに、ごみ焼却飛灰等の徐冷スラグ化の本格実施に向け、7,000tの実証確認を開始するなど、最終処分量の削減を図る取組を実施している。</p> <p>これらの取組等により、平成30年度における清掃一組との廃棄物埋立処分業務委託契約における最終処分量の実績は、対前年度と比較して、約10% (約34,000t) の削減がされており、計画量を下回った。また、令和元年度においても、10月末累計において、対前年度と比較して、約2.65% (約4,700t) の削減がされている。</p> <p>最終処分委託料(従量費)の単価については、平成30年度の都区協議により、令和元年度から引上げている。</p> <p>今後も、清掃一組の新たな一般廃棄物処理基本計画や特別区及び清掃一組の取組状況、最終処分量の実績等を踏まえ、特別区等と意見交換を適宜行い、最終処分量の削減に取り組んでいく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	1-1(228)	特命随意契約理由の妥当性について	<p>マイクロバスの修繕にかかる技術は、競争入札に付すことが適切ではないというほど業務の特殊性は存在しない。</p> <p>また、少額契約以上の発注であるため、東京都契約事務規則第34条に規定される「なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない」に従うべきである。</p> <p>環境局は、特命理由の妥当性を慎重に確認するなどして、契約の競争性・透明性を確保された。</p>	<p>少額契約以上の発注については、契約の競争性・透明性を確保するため、東京都契約事務規則のほか、平成30年3月に多摩環境事務所が策定した「修繕請負契約締結に係る運用方針」に沿って、同年4月から運用を開始し、事業課の起工の協議の段階で、契約部門が内容が適正かどうかチェックしている。</p> <p>〈修繕請負契約締結に係る運用方針〉 測定機器など製造メーカー以外では修繕が不可能な場合や、複数の者から見積りを徴取するために、多額の費用が見込まれる場合等、修繕の内容が競争に達しないと判断される場合のみ、特命随意契約によるものとする。</p>	改善済
意見	1-31(230)	緊急起工による工事案件について	<p>平成28年度の環境局所管の契約案件の中で、緊急起工に基づいて発注された工事案件が1件存在した。環境局に蓄積されたノウハウが少なかったことは理解できるが、委託事業者によるメンテナンスの際に、様々な異変などが発生していた可能性があることからすると、これらの異変に対する情報共有の仕方(改善・工夫の余地があったと言える)。</p> <p>環境局は、同様のケースによって緊急起工による工事発注が起こらないよう施設管理者として必要なノウハウ等を集約するとともに、汚物ろ過システムの停止を未然に防止できるよう適切な施設維持管理の体制を構築することとされたい。</p>	<p>汚物ろ過システムの維持管理は、引き続き管理ノウハウの蓄積・共有化に努めている。</p> <p>現在稼働している汚物ろ過システムについて、委託事業者のメンテナンスの際に使用するためのチェックリスト(案)を検討したものにに基づき、現場で運用を試行している。</p>	改善中

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	指置の概要	措置状況
意見	1-32 (232)	東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金の有効活用について	<p>平成28年度においては、1,216,880千円が環境公社への基金の預け入れとして使用されている。同基金からの支出は、毎年度予算要求を行い、議会の議決を受けて決定されている。</p> <p>毎年度の具体的な要求内容は、水素社会の実現に向けた東京戦略会議(平成26年度)取りまとめの課題に沿って、その時々の技術進歩や製品開発動向等を踏まえて行われている。</p> <p>都は引き続き、外部環境の変化を適時に把握し、将来にわたって基金が有効活用されるよう、基金の使用用途、使用金額について、毎年度慎重に検討されている。</p>	<p>各補助事業については、出えん契約に基づく実施状況等報告書及び委託契約に基づく業務月報の毎月の提出時に、都民や事業者等からの問い合わせ内容、申請状況等について、定期的に公社と打合せを行っている。</p> <p>業界団体や関連事業者に対するヒアリングを定期的に行い、業界動向等の把握に努め、ニーズに合うよう補助事業のスキームの見直しを行った。</p> <p>具体的には、水素ステーション設備等導入促進事業において、バス対応に必要な増設・改修、障壁設置、既存設備の撤去・移設に対し、都単独補助を創設するとともに、FCバス導入促進事業において、自家用バスを補助対象に追加した。</p> <p>また、新規事業を構築する際は、業界団体や関連事業者へのヒアリングを徹底的に行い、事業を取り巻く状況をしっかり把握した上で、事業構築を行っている。</p> <p>予算要求においては、公社へのお出えん金の残高を考慮し、必要な金額のみ要求を行っており、また、当初400億円を積み立てた東京都水素社会・スマートエネルギー都市づくり推進基金については、平成30年度未現在、9,712,457千円執行済である。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	指置の概要	措置状況
意見	1-33 (236)	環境保全資金融資あっせん制度について	<p>当該制度の指定対象車面はを年々拡大しており、利用しやすい環境が整備されてきている。一方で、その利用実績が減少の一途を辿るとともに、執行率が低迷した状況が続いており、当該制度の目的を十分に達成できているとは言えない状況にある。</p> <p>中小企業者等にとって、利用しやすい環境の整備が進められているにもかかわらず、利用実績はほとんど伸びず、また低執行率が継続している状況からすると、中小企業者等に当該制度の正確な情報が広く浸透していない可能性がある。</p> <p>したがって、環境局が目指すべき効果とコストとを慎重かつ十分に検討しながら、多くの中小企業者等に利用される融資あっせん制度となるよう有効な対策を講じられたい。なお、予算執行率の向上を図るためには、適正な規模で編成された予算を前提とする点に留意されたい。</p>	<p>平成30年度4月以降、以下の取組を実施した。</p> <p>1 広報の強化 (新たに実施する広報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境局メールマガジンへの掲載 (平成31年4月実施)</li> <li>環境局ツイッターでの情報発信 (令和元年5月実施)</li> <li>環境局ホームページにローテーションバナーを掲載 (令和元年12月実施)</li> <li>エネプロ2019にてリーフレット配布 (令和元年8月実施)</li> <li>東京都産業廃棄物協会を通じ協会員へリーフレットを送付 (対象を拡大し都内産業廃棄物収集運搬等許可更新予定都内事業者、都内産廃エキスパート更新事業者へリーフレットを送付 (令和元年7月実施))</li> <li>広報東京都への掲載 (平成30年5月、令和元年9月、令和元年12月)</li> <li>NEW環境展に出展し、PRを実施 (平成31年3月)</li> <li>産業労働局中小企業向けメールマガジンへの掲載 (令和元年6月実施)</li> <li>中小企業庁メールマガジンへの掲載 (令和元年6月実施)</li> </ul> <p>2 平成29年度以前から実施している広報 (平成30年度以降も継続実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境局ホームページに掲載</li> <li>環境局「エコサポート」に掲載 (平成30年7月発行)</li> <li>関係機関・団体を通じたリーフレットの配布 (区市町村、金融機関、ディーラー、トラック協会、市場など)</li> <li>トラック協会説明会・日本自動車販売連合会研修会での制度説明</li> <li>産業労働局「中小企業のための金融の手引き」『働くあなたと中小企業経営者のための支援ガイド』に制度掲載 (平成30年7月)</li> <li>産業労働局「中小企業融資制度協議会」でのリーフレット配布 (平成31年3月)</li> </ul> <p>3 予算の見直し</p> <p>平成31年度予算において、過去の実績や今後の見込み等を精査し、適正な予算規模への見直しを行った。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-34(238)	花と緑による緑化推進事業の執行率について	<p>予算執行率は平成27年度が12.5%(予算60百万円)、平成28年度が4.9%(予算60百万円)と、著しく低い状況である。補助対象事業は一定規模の緑化であることから、長期の工事となることが想定される一方、補助申請から工事完了まで単年度で完結する案件にのみ補助金を交付することとしていることから、実質的に対象となる事業が限定的であると言え、利用者ニーズに応えられていないと言わざるを得ない。したがって、事業の存続も含め、補助対象事業に該当するもの、補助申請から工事完了まで単年度で完結しない事業に対しても利用できるよう、制度の運用方法の変更を検討されたい。</p>	<p>平成30年度に事業者の補助金に対するニーズや都内の他自治体等が行っている補助金等について整理・分析を行い、本補助制度の「存続の必要性」、「補助予算規模の妥当性」等を整理し、その結果を踏まえ、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度の予算の見直し(平成27~30年度:6,000万円⇒平成31年度:3,000万円)</li> <li>・民間事業者への補助について、令和元年度終了予定</li> </ul>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-35(242)	花と緑による緑化推進事業における補助金交付後の状況確認について	<p>平成28年度に補助金交付対象となった緑地は区道に接しているものの、自由に立ち入ることはできない場所であった。このような場所を補助の対象として選定することは、当事業の目的からすると、補助により得られる効果が高いとは言えないため、環境局は事業の選定に当たり、広く都民一般が花や緑を楽しめる場所を事業対象として選定されたい。</p> <p>また、補助金交付後の緑地の管理が十分とは言えない状況である場所が見受けられた。補助事業先は緑地箇所の維持管理を徹底すべきであり、環境局は、整備時のみではなく、その後の管理状況に関しても、書類の確認のみならず現場の状況の確認を併せて実施されたい。</p>	<p>平成30年度より、広く都民が緑を楽しめる場所を事業対象として選定できるように要綱を改正した(同要綱第2条1項追記:「屋外緑化」とは集客施設、業務施設、観光施設、文化施設その他多くの都民等にぎわう施設等)。また、管理状況等報告書が提出された際に、現地確認を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度(平成29年度管理状況等報告の現地確認):平成30年4月20日実施</li> <li>・令和元年度(平成30年度管理状況等報告の現地確認):令和元年5月27日実施</li> </ul>	改善済
意見	1-36(244)	「花と緑の東京募金」の用途の周知について	<p>環境局においては、都民にとって魅力を感じられる施策を打ち出すことにより、募金者の意識への働きかけを行うとともに、当該募金者の意思を反映できるよう事業を遂行し、花と緑あふれる都市東京の実現を図られた。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 募金が充当されている事業のホームページにおいて、「花と緑の東京募金」の紹介及び募金の専用ホームページへのリンクを掲載した(平成30年3月)。</li> <li>2 募金の専用ホームページにおいて、充当事業の概要に加え、具体的に事業のどの部分に募金を活用しているかの説明及び前年度の実績を掲載した(平成30年10月)。また、掲載写真を1枚から2枚に増やし、「緑をまもる人材育成」についてはPR動画を掲載した(平成30年10月)。</li> </ol> <p>引き続き、募金の用途について積極的に周知していく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	1-2 (250)	自然公園内に存在する工作物に係る公有財産台帳への登録の正確性について	監査対象年度終了後に「財産情報システム登録取扱方針」を定め、併せて多摩環境事務所における未登録財産の今後の取扱いを定めている。したがって、環境局はこれらの方針に適切に従い、公有財産の性質に応じて、定期的に現物確認を実施するなどして、実態に即した正確な公有財産台帳を作成されたい。	平成31年2月から3月にかけて、明治の森高尾国定公園内の工作物について現地調査を実施した。その結果、現地には環境局設置のもの以外にも所属不明の工作物が多数存在しており、令和元年度は適正登録に向けそれらの中から都環境局所管の財産を特定する作業を実施中である。他地域についても同様に進め、令和3年度を目途に、登録完了を目指す。	改善中
指摘	1-3 (253)	自然公園内に存在する工作物に係る公有財産台帳登録時の判断基準の統一化について	遊歩道、指導標、案内板等の工作物について、公有財産台帳に登録されているものとされていないものが存在する。環境局は監査対象年度終了後において「財産情報システム登録取扱方針」を定め、公有財産台帳に登録すべき財産の範囲の明確化を行ったところである。 したがって、環境局は自然公園内に存在する工作物について、同方針に従い、公有財産台帳上、整合的な取扱いをされたい。	平成29年10月に定めた「財産情報システム登録取扱方針」に基づき、平成29年度及び平成30年度に取得した公有財産について、平成30年5月及び令和元年5月に財産登録をそれぞれ実施した。 令和2年度以降も同様に適正に財産登録を実施していく。	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-37 (255)	過去の研究記録の適切な保管について	環境科学研究所内にある重要物品で、取得から40年以上経過しているテープレコーダーが存在した。過去の研究記録が学術的に貴重なものであり、環境局にとって必要であるならば、旧型のテープレコーダーを保存するのではなく、他の記録媒体への移行を検討すべきである。 一方、過去の研究記録を不要と判断するのであれば、テープレコーダーについて将来利用する場面が想定されないため、規定に即した適切な対応を図られたい。	重要物品として登録されているテープレコーダーについて、以下の対応を行った。 1 環境政策課が環境科学研究所と協力して、テープレコーダーで記録された内容及び分野を確認し、一覧表を作成（平成30年4月～5月） 2 一覧表をもとに、記録されていた分野を所管する部へ保存の必要性について照会（平成30年5月24日） 3 所管部より記録の保存の必要性がない旨、回答を受理（平成30年7月2日） 4 不要な記録について、研究所にて、適宜廃棄処理を実施（平成30年8月～） 5 テープレコーダーについて、修繕が不可能なため、不用品への区分換えを実施（平成31年4月） 6 令和元年12月に、東京都物品管理規則に基づき適正に廃棄した。	改善済
意見	1-38 (258)	重要物品の処分等の意思決定について	環境科学研究所内、取得後40年以上経過し、長年使用されていない古い備品が多数保管され、研究所内のスペースを阻害している。 環境局、環境公社とともに、それぞれが担う役割に基づいて、今後の使用見込みを慎重に判断し、使用見込みがないと判断した研究備品については、速やかに適切な対応を図ることとされたい。	環境科学研究所の重要物品について、以下の対応を行った。 1 重要物品台帳に登録されているすべての研究備品について、環境政策課が環境科学研究所に使用の有無の確認を依頼（平成30年4月24日） 2 環境科学研究所が使用の有無を研究を委託している各部の協力のもと確認し、環境政策課へ報告（平成31年2月） 3 環境科学研究所からの報告に基づき、今後の使用見込みがない備品を決定（平成31年2月） 4 環境政策課が修繕不可能な研究備品について、不用品への区分換えを実施（平成31年4月） 5 令和元年12月に、東京都物品管理規則に基づき適正に廃棄した。	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-39 (258)	環境科学研究所内の重要物品の整理について	現在の病理室の状況は、長らく使用していない研究備品が至るところに置かれており、スペースの有効的・効率的な運用を阻害し、病理室の本来の用途としての機能を果たしていない。 しばらく使用見込みがない研究備品については倉庫にしまう等、整理されたい。	病理室における研究備品について、現在の使用状況を確認し、使用していないことが判明した研究備品については、既に倉庫等に移動を行い整理した(平成30年2月)。 病理室の整理後も、研究室として継続して適正に活用している。	改善済
指摘	1-4 (260)	重要物品台帳の正確性について	重要物品台帳に登録されていた粉砕機について、台帳上の設置箇所と、実際の設置箇所との間に不一致が生じていた。これは、重要物品台帳の登録時に誤った設置箇所を入力し、かつ取得から現在までその誤りを発見できなかったことに起因し、結果的に当該規程に違反していたことになる。 環境局は、今後同様の案件が起こらないよう東京都物品管理規則第42条を遵守して、正確な重要物品台帳を作成されたい。	都から環境科学研究所へ供用しているすべての重要物品について、環境政策課が環境科学研究所と協力して設置場所を確認し、重要物品台帳の修正を行った。  (1)台帳の誤記について平成29年10月修正 (2)環境政策課と環境科学研究所ですべての重要物品を目視確認(平成30年4月～6月) (3)設置場所が異なっていた重要物品については、速やかに経理課に報告し、重要物品台帳上の設置場所の修正を行った(平成31年4月)。  その後も、引き続き、物品の設置場所と台帳の整合を確認し、適切な物品管理を進めている。	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-40 (261)	廃棄物埋立管理事務所の重要物品について	埋立管理事務所において、不用品としての処分決定があり、重要物品台帳に既に登録が無いにもかかわらず、現物が敷地内に残ったままの車両が3台存在した。 不用品としての処分が決定された場合には、適切な時期に現物の譲渡又は廃棄を実施されたい。	1 措置の概要 不用品として処分決定された車両3台については、平成29年度に下記のとおり解体処理及び永久抹消登録し、鉄くずとして売却した。  解体処理契約日 平成30年1月24日 永久抹消登録日 平成30年2月21日 売却日 平成30年3月5日  2 今後の対応 今後、不用品として処分決定した物品については、速やかに売却又は廃棄手続を行う。	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (263)	クール・ネット東京の組織上の位置付けについて	<p>環境公社において本部とクール・ネット東京があたかも別組織のように存在し、それぞれで事業を完結させる組織形態になっている。</p> <p>組織上、環境公社の総務部の「課」として位置付けられているが、助成事業において助成先の決定、支出手続等について総務部長がその決裁に關与していない。業務に適切な牽制を働かせる観点からは、それらは、環境公社の他の支払い手続と同様に経営企画課が行うべきである。</p> <p>また、400億円を超える基金の管理を行う部門であり、派遣職員を含める従業者数も89名と環境公社の中でも重要な組織であるが、センター長が常務しているにとどまり、本部の関与度合いが低い状況にあると言える。</p> <p>これらの観点から環境公社内でより適切な業務運営・管理がなされるよう組織体制の見直しを図られたい。</p>	<p>1 組織の再編成について より厳格な管理体制を構築するとともに、部門間の牽制機能を効果的に発揮させるため、下記の取組を実施した。 (1)クール・ネット東京を総務部から分離し、独立した部とするよう組織要求を行った（平成30年2月）。 (2)理事会に組織変更の議案を付議し、承認された（平成30年3月29日）。 (3)クール・ネット東京を独立した部とするよう組織改編を実施した（平成30年4月1日）。</p> <p>2 助成金の支払手続について 助成金の支払手続については、本部の経営企画課が行うことにより、牽制機能を強化した。 (1)インターネットバンキング設定が完了するまで経営企画課職員による書面チェックを実施した。また、完了したもののから順次、経営企画課経理係が支払手続を実施した。 (2)インターネットバンキングの設定等インフラ整備が完了したもののから順次、経営企画課経理係での助成金の支払手続を開始し、平成30年12月にすべてのインフラ整備を完了した。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-2 (266)	理事の選任手続について	<p>平成28年7月28日付けの持ち回り評議員会において、現理事長が理事に就任するとともに、同年8月1日付けの持ち回り理事会において理事長として選定されている。</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条（同法第96条を準用）において、理事会を会議体で行わず、いわゆる持ち回り審議で行うことについて条件を付して認めており、環境公社定款でも同様の規定を置いている。また、評議員会の開催についても同様の規定を置いている。しかし、当該決議省略は、あくまでも例外規定であり、理事会は理事が招集されたの開催が原則である。</p> <p>理事長交代に關わる交代理事の選任のための評議員会、理事長選任のための理事会が、いずれも決議省略とされているが、重要な機関決定のための議事であることを十分に考慮して、事務局が安易に各理事及び各評議員に決議省略の同意を求めることがないよう取扱われたい。</p> <p>また、環境公社の運営に広く内外からの意見を取り入れるとともに、法人運営の透明性を高め、かつ法人運営の適切性を確保する観点から、今後は外部理事の積極的な登用についても検討されたい。</p>	<p>1 理事長交代に關わる理事会について 理事長交代に關わる交代理事の選任及び理事長選任のための理事会については、重要な機関決定のための議事であることを考慮し、理事長交代時には下記の通り理事会等を開催し、適切な手続で決議を行った。 (平成30年7月31日) 後任理事の選任評議員会の開催 (平成30年8月1日) 理事長の選定理事会の開催 (令和元年8月26日) 後任理事の選任評議員会の開催 (令和元年6月27日) 理事長の選定理事会の開催</p> <p>2 外部理事の登用について 公社の運営に広く内外からの意見を取り入れるとともに、法人運営の透明性を高め、かつ法人運営の適切性を確保する観点から、定款に定める理事の数の範囲内で、さらに積極的に外部理事を登用することを検討し、下記の通り取組を行った。</p> <p>平成30年6月の理事の任期満了に伴う改選に合わせて、理事を1名増員し、理事6名から7名とするともに、公社08理事1名の退任、外部理事2名の選任が行われ、外部理事4名とした（評議員会：平成30年6月29日）。</p>	改善済



平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (267)	旧本社敷地の定期借地権設定契約について	土地賃貸借について、理事会においては環境公社定款に基づき土地の利用計画を審議したが、契約先及び契約金額が未定であった。その後、当該計画に基づき、契約を締結したが、鑑定評価額に基づき貸付面積分として算定される金額と実際の賃料金額の差額が存在について、理事会に報告していないことは妥当ではない。理事会決議事案に関連する具体的な事象については、最終契約書のドラフトを提示して報告された。	以下の重要事案について、理事会に適切に報告した。 ・当初経営改革プランの理事会への報告(平成30年6月14日) ・改訂経営改革プランの理事会への報告(令和元年6月11日) 今後も理事会で決議された新たな事業や重要な方針などについて、その後大きな変更が生じるような場合については、その内容を理事会にて報告するものとする。	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-4 (269)	助成金執行率向上に向けての取組について	助成金事業としての各基金の利用実績が低いことについては、随時その要因を環境局とともに分析し、タイムリーな対策を講じられたい。	1 平成30年度より、執行率向上等に向けた課題等の情報共有を局と公社の担当者間で密に行うとともに、検討会実施に向けた調整を行った。 2 平成30年度実績を踏まえ、助成金執行率向上に向けた検討会を局所管部と実施した(令和元年7月10日)。 3 検討会の結果を踏まえ、 (1)助成事業全般において、申請者の利便性向上を図るため、申請書類を可能な限り簡素化していくこととした。 (2)執行率が低い助成金事業については、各事業に関係する団体等に対して、認知度を高めるための周知活動を再度実施した。 (3)申請件数が想定以上に増加している次世代タクシー普及促進事業では、スタッフを増員し審査期間を短縮するなど審査体制の強化を図った。 4 上記の取組により、事業全般において助成金執行率の改善を図った。今後とも、局所管部署との定期的な検討会を継続し、現場からの意見や提案を行っていく。	改善済
指摘	2-1 (269)	預り基金の助成先への振込手続について	基金の助成先への振込については、クール・ネット東京が、インターネットバンキングにより行っている。 クール・ネット東京においては、単独の部門で助成先の決定から助成金の送金手続きまでを実施しており、部門を超えての内部統制構築までには至っていない。 助成金については、クール・ネット東京において、助成先の決定を行い、支払金額、支払日を確認後、本部経理係に対して支出の依頼を行い、実際の支出行為は経理係が行い、経理係内財務担当が、その支出の事実に基づいて会計処理を行うという適切な職務分掌に基づく内部統制を構築されたい。	助成金の支払手続について、インターネットバンキングの設定等インフラ整備などを行い、預り基金については本部経理部門が支出行為を行う体制を構築し、部門を超えた内部統制を確保するための取組を、以下のとおり実施した。 1 業務の効率化の観点から、助成事業の特性に合わせた経営企画課のチェック体制や手続きについて、検討を行った(平成30年2月)。 2 インターネットバンキング設定が完了するまで経営企画課職員による書面チェックを実施した。また、完了したものから順次、経営企画課経理係が支払手続きを実施した(平成30年5月～12月)。 3 インターネットバンキングの設定等インフラ整備が完了したものから順次、経営企画課経理係での助成金の支払い手続きを開始し、平成30年12月にすべてのインフラ整備が完了した。	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-5 (271)	預り基金の運用方法について	<p>預り基金の運用を決済用普通預金とすべく十分な検討を行っている証拠がみられない。</p> <p>環境公社は、基金の運用により得られた運用益について、都との契約により環境公社として独自に使用できないことから、元本保全を第一義とする運用方法を採用しているが、果実の基金元本への組み入れがなされれば、その分助成事業資金が増加することになるため、基金の受け入れの際、元本の保全を前提として、より有利な運用方法を都と環境公社にて協議、検討されたい。</p>	<p>預り基金の管理については、善管注意義務を求められる公社として、元本の完全な保証が確保された決済性預金が適切であると考え運用してきた。</p> <p>現在の金融市場では、リスクを少なく運用することも難しい状況であるが、利率などの金融市場の動向を注視しながら基金運用の有効性について検討する必要がある。</p> <p>上記の考え方に基づき、以下のとおり都と検討を行った。</p> <p>1 都環境局総務部経理課より「都から環境公社に出えんした基金の運用について（案）」の提示があった（平成30年3月16日）。</p> <p>2 公社において都の案を検討し、今後、都から運用の方針が示された場合には、これに準ずることとした。（平成30年3月23日）。</p> <p>3 金利状況等を注視するとともに、運用益や事務処理経費に係る取扱等について、適宜、都と公社で協議、検討の上、運用益が見込める場合には、より有利な方法での運用を実施する。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	2-2 (272)	預り基金の管理のための台帳整備について	<p>環境公社の財務規程第1節第6条の規定から、預り基金についても台帳の整備が必要であると解釈できるが、現在、整備されていない。</p> <p>なお、預り基金の補助元帳を有しているが、都から出えんを受けてから事業を完了するまで複数年度にまたがるために、単年度で更新される財務会計システムから出力される補助元帳では、その管理目的を満たすことはできない。</p> <p>したがって、財務部門が管理するために必要な事項、すなわち基金の受入から事業の完了までの受入記録、助成先、助成金額に関する記録など、預り基金に関する異動状況を網羅できるよう預り基金台帳を整備されたい。また、台帳と預り基金勘定との整合性について定期的に検証されたい。</p>	<p>預り基金台帳について、以下のとおり対応を行った（平成30年10月）。</p> <p>1 経営企画課経理係において、預り基金台帳を作成した。</p> <p>2 支払発生時に、件数及び支払金額並びに通帳残高の検証を実施している。</p> <p>3 月末時点において、上記2に加えて会計システム元帳との整合性の検証を実施している。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-6(277)	水素情報館「東京スイズミル」来館者の増加施策の検討について	<p>現状の来館者の状況は、都民人口に占める来館者数の割合や、来館者の居住地域に偏りが見られる点において、都民全体に対する水素社会の普及啓発活動としてはまだ十分であるとは言えない。また、少なくとも来館者1人あたり5,773円のコストが生じていると考えられる。</p> <p>来館者数目標の再設定を行い、一人当たりコストの適正水準を設定するなど、事業にかかるコストと水素社会の普及啓発活動の効果とのバランスを適切に図るとともに、来館者数の増加に向けた取組をさらに強化されたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京スイズミルの来館者は、平成28年度9,084人、平成29年度14,694人、平成30年度19,514人と年々増加傾向にあり、累計で43,292人となった。また、令和元年度は10月現在で14,580人となっており、開館以来の累計来館者数は5万人を超えた。</li> <li>2 子供向けの企画として、GW・夏休みイベントなどの季節イベント、週末イベント等の恒常化を図った。また、Tokyoスイズミル推進チームとの連携として、チーム参加企業の普及啓発施設との連携イベント「ぐるっと3館夏休み自由研究スタンプラリー」を実施した。</li> <li>3 来館者データの分析結果を基に、ターゲットとする層や地域を明確にし、HPやSNS、近隣区の小学校へのチラシ配布等の積極的な広報展開を行ったことにより、新規来館者及びリピーターの獲得につながっている。</li> <li>4 自治体が開催する環境フェアには、平成30年度実績で5自治体に対して、累計で6回の出展を行った。また、平成30年度は、東京スイズミルをコンテンツとした小学校向けの出前授業を開始するなど、施設外での水素社会の普及啓発活動も強化した。</li> <li>5 上記取組により、来館者が増加した結果、来館者一人当たりのコストは、平成28年度対比で約38%減少し、平成30年度一人あたり3,573円となるなどコストの適正化を図った。今後も引き続き、効果的な普及啓発を図っていく。</li> </ol>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-7(292)	廃棄物埋立作業業務にかかる長期間・同一事業者に対する特定契約について	<p>都が所有する廃棄物埋立処分場の管理運営業務は、環境公社が元請として環境局から特命随意契約によって受託しているが、平成21年から9年間連続して当該受託業務の50%超を一般事業者である特定の2社に対して特定契約をもって委託発注している。</p> <p>長期間にわたり特定の2業者を相手方とした特定契約を締結し続けることは、事業の継続性・安定性及び契約の公平性・公正性の観点から問題がある。</p> <p>環境公社は、十分に環境局と協議しながら、中長期的な観点から、様々なリスクを想定した上で、事業の継続性・安定性及び契約の公平性・公正性を担保できる仕組みを構築されたい。</p>	<p>平成30年度契約から以下の契約について、特命契約や競争見積による発注を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 案件名：中央防波堤外側埋立処分場他埋立作業その他業務委託(単価契約)</li> <li>2 案件名：新海面処分場埋立作業その他業務委託(単価契約)</li> </ol> <p>上記2件の各年度における契約の経過</p> <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別発注予定表を公表した(平成30年2月19日)。</li> <li>・指定業者選定委員会にて競争見積業者上記1の案件について10社、上記2の案件について5社を決定した(平成30年2月27日)。</li> <li>・契約業者を決定した(平成30年3月12日)。</li> </ul> <p>【平成31年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別発注予定表を公表した(平成31年2月7日)。</li> <li>・指定業者選定委員会にて競争見積業者上記1の案件について7社、上記2の案件について5社を決定した(平成31年2月19日)。</li> <li>・契約業者を決定した(平成31年3月5日)。</li> </ul>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	2-3 (294)	不適切な予定価格の設定について	諸経費率が環境公社自ら定めたルールを超えて予定価格を設定していた案件や本来予定価格に用いるべき直接経費単価に古い単価を用いていた案件があった。公社は、業務担当部署だけでなく、契約担当部署においても予定価格の設定に対するチェックをこれまで以上に徹底されたい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>諸経費率及び労務単価を重点項目とした会計事務監査（内部監査）を実施した。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年3月2日～14日</li> <li>平成30年10月29日～11月7日</li> <li>平成31年2月27日～3月7日</li> </ul> </li> <li>契約事務説明会を開催し、その中で積算事務に係る諸経費率と労務単価について研修を実施した（平成30年8月27日）。</li> <li>上記1. 2の取組により各職員が契約事務に関する認識を改めて深めるとともに、日々の経理業務においても所管部署だけでなく経理部門での適正な予定価格等のチェックを更に強化させた。また、今後とも会計事務監査や積算事務等の研修を定期的実施するなど、公社全体でのチェック体制により予定価格の適正な設定を担保していく。</li> </ol>	改善済
意見	2-8 (297)	神田情報センターにおける適切な内部統制の構築について	会計事務監査で複数回検出された分割発注の事実を受け、独自の厳しいルールを課しているが、分割発注そのものを直接的に防止する取組であるとは言えない。分割発注に効果的・予防的な内部統制を検討の上、適切な内部統制を構築されたい。	<p>落札業者の履歴管理（同一週内は発注先を変更する等、発注間隔の管理）及び落札率の管理を継続実施するという考え方のもと、下記の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>全部署に向けて、文書にて分割発注の注意喚起を実施した（平成30年1月10日）。</li> <li>平成30年4月より、経営企画課経理係契約担当が各課から月ごとの契約台帳データを集約し、発注間隔や落札率の調査を開始し、不適切な分割発注がないことを確認している。</li> <li>今後も、契約担当による発注状況の調査や、会計事務監査を通じて、適切な契約事務を行っていく。</li> </ol>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	2-4 (299)	少額契約案件の発注単位について	少なくとも同一部署・同一時期に汎用品等を購入する場合など、一体として発注することができる場合には、競争性ある方法を採用する方が経済性・公正性を確保する観点から望ましいと考えられるため、運用方法を見直されたい。	<p>国庫事業などは、都委託事業などと分けて管理することを指導されているため、事業別に管理することが必要であるが、それ以外の汎用品などについては、各部署のニーズを集約して一括購入し事業別に分けるなど、運用上の管理手法について検討し、下記の取組を実施するとともに、全部署に向けて、文書にて少額契約案件の発注単位の注意喚起を実施した（平成30年1月10日）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>環境科学研究所では、各担当から発注依頼があった消耗品類を取りまとめ、競争方式をもって契約した。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) パスツールピペット外27点の買入れ（平成30年1月26日）</li> <li>(2) 活性炭分散シカゲルリバースカラム外11点の買入れ（平成30年5月16日）</li> <li>(3) 脂肪抽出器外36点の買入れ（平成30年11月5日）</li> </ul> </li> <li>公社全体の文具・雑貨等の消耗品及び被服等については、総務部において年間の使用量を算定するとともに、平成30年3月から一体発注を以下のとおり実施している。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>【文具・雑貨等の消耗品】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度の使用実績を基に使用量を算定（平成30年3月）</li> <li>算定した使用量を基に競争方式による一体発注を実施（平成30年3月）</li> <li>文具・雑貨等の消耗品の一体発注契約の締結（平成30年4月）</li> <li>購入実績を基に事業別の予算管理を実施</li> </ul> </li> <li>【被服等】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>被服等の調査表により公社全体の使用量を算定（夏服：平成30年4月、冬服：平成30年8月）</li> <li>算定した使用量を基に競争方式による一体発注を実施（夏服：平成30年5月、冬服：平成30年9月）</li> <li>被服等の一体発注契約の締結（夏服：平成30年6月、冬服：平成30年10月）</li> <li>購入実績を基に事業別の予算管理を実施</li> </ul> </li> </ul>                     引き続き、原則として一体発注による競争方式で契約するなど、適切な運用を行っていく。                 </li> </ol>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-5 (301)	分割発注の防止について	環境科学研究所において、発注数が不合理である案件が検出された。業務の発注に当たり、一者(単数)見積処理を行うために安易に契約を分割することのないよう契約の事務処理体制を見直し、徹底した分割発注の防止体制を構築されたい。	<p>落札業者の履歴管理(同一週内は発注先を変更する等、発注間隔の管理)及び落札率の管理を継続実施するという考えのもと、下記の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全部署に向けて、文書にて分割発注防止の注意喚起を実施した(平成30年1月10日)。</li> <li>2 平成30年4月より、経営企画課経理係契約担当が各課から月ごとの契約台帳データを集約し、発注間隔や落札率の調査を開始し、不適切な分割発注がないことを確認している。</li> <li>3 今後も、契約担当による発注状況の調査や、会計事務監査を通じて、適切な契約事務を行っていく。</li> </ol>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-9 (305)	少額契約の金額的基準について	<p>都においては予定価格が30万円未満であれば「少額契約」での発注が可能であるのに対して、環境公社においては、予定価格が50万円以下であれば「少額契約」として発注することが可能となる。</p> <p>①環境公社が行っている大部分の業務は、環境局から受託している業務であるという点に鑑みると、ほとんどの事業費の原資は都税であると言っても過言ではなく、このような場合にまで都の「少額」の基準である30万円未満を超えた金額を環境公社の「少額」として設定することには疑問がある。</p> <p>②環境局と一体となって環境行政を推し進めるべき監理団体としての立場からすると、公正性・透明性・競争性・経済性の確保という観点も重要である。</p> <p>環境公社は、監理団体として確保すべき契約の公正性・透明性・競争性・経済性が実質的に担保されるよう少額契約の金額的基準について、改めて見直されたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 少額契約基準を都と同じく30万円未満とする旨、契約事務規程の改正を全部署に文書にて周知した(平成30年3月23日)。</li> <li>2 少額契約基準を30万円未満とする契約事務規程を施行した(平成30年4月1日)。</li> </ol>	改善済

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

一冊  
七〇円  
六、六〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

